由比ガ浜地下駐車場及び片瀬海岸地下駐車場
指定管理者募集要項

令和５年４月

神　奈　川　県

【 目　　次 】

頁
1　施設の概要　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1
2　申請資格等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2
3　申請の手続　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3
4　申請のための書類　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　4
5　選定方法等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　6
6　指定管理業務開始までのスケジュール（予定）　・・・・・・・・・・・　10
7　選定過程等の公表について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　10
8　指定期間（予定）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　10
9　指定管理者が行う業務　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　10
10　管理に要する経費　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　14
11　管理の基準　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　16
12　県と指定管理者のリスク分担　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　20
13　協定の締結　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　21
14　事業実施状況のモニタリング等　・・・・・・・・・・・・・・・・・　22
15　指定の取消し等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　23
16　その他の事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　24
17　申請関係様式　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　25
18　参考資料等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　26
19　問合せ先　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　26

本文中の様式○は、「由比ガ浜地下駐車場及び片瀬海岸地下駐車場 指定管理者募集要項 申請関係様式」に掲載されている様式です。また、別紙○及び資料○は、「由比ガ浜地下駐車場・片瀬海岸地下駐車場 指定管理者募集要項 参考資料等」に掲載されている別紙及び資料です。

由比ガ浜地下駐車場及び片瀬海岸地下駐車場 指定管理者募集要項

神奈川県では、平成13年６月に由比ガ浜地下駐車場、平成14年６月に片瀬海岸地下駐車場を設置し、国道134号の道路交通対策の推進を図っているところです。

県では、平成18年４月から、この２箇所の駐車場の管理業務を効果的かつ効率的に行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第３項及び神奈川県道路附属物自動車駐車場条例（平成12年神奈川県条例第74号。以下「条例」といいます。）第４条の規定に基づき、県が指定した指定管理者が本施設の管理に関する業務を実施していますが、指定期間の満了に伴い改めて指定を行うため、指定管理者を広く募集することにしました。

1　施設の概要

(1) 名称及び所在地

	名称	所在地
①	由比ガ浜地下駐車場	鎌倉市由比ガ浜四丁目1,101番の２
②	片瀬海岸地下駐車場	藤沢市片瀬海岸二丁目2,932番の1,296

(2) 施設の設置目的

交通事故及び交通渋滞の原因となる違法駐車車両を削減し、もって県民の安全な生活環境の向上を図るため。

(3) 施設等の概要

	① 由比ガ浜地下駐車場 (国道134号 鎌倉市由比ガ浜)	② 片瀬海岸地下駐車場 (国道134号 藤沢市片瀬海岸)
供用開始年月日	平成13年６月21日	平成14年６月20日
延床面積	約14,000m^2	約12,500m^2
構造	鉄筋コンクリート造 地下２階	鉄筋コンクリート造 地下２階
駐車方式	自走式	自走式
駐車台数(内訳)	200台(普通自動車※188台、大型自動車※12台)	200台(普通自動車※のみ)

※「普通自動車」、「大型自動車」の定義は、条例第２条に定めています。

(4) 開場時間

① 由比ガ浜地下駐車場

期　間	開場時間
通常期（１月１日から６月30日まで 及び９月１日から12月31日まで）	午前９時から午後６時まで
夏　期（７月１日から８月31日まで）	午前６時から午後９時まで

② 片瀬海岸地下駐車場

期　間		開場時間
通常期 （１月１日から６月 30 日まで及び９月１日から 12 月 31 日まで）	平日	午前９時から午後６時まで
	日曜日、土曜日及び休日	午前７時から午後７時まで
夏期 （７月１日から８月 31 日まで）	全日	午前７時から午後９時まで

※　知事は、必要があると認めるときは、開場時間を変更することができます。知事が必要であると認め、変更している開場時間の例については、（別紙 18）に示しています。

２　申請資格等

申請は、法人その他の団体又はそれらのグループ（以下「法人等」といいます。）ができるものとし、個人での申請はできません。

(1) 申請資格

ア　神奈川県内に事務所を有していること

※　県内事務所の実態を確認させていただく場合があります。

イ　次の事項に該当する法人等は、申請することができません。

(ｱ) 地方自治法施行令第 167 条の４の規定により、一般競争入札の参加を制限されている法人

(ｲ) 神奈川県指名停止等措置要領により、競争入札に関して指名停止を受けている法人

(ｳ) 会社更生法、民事再生法等に基づき更生又は再生手続をしている法人

(ｴ) 法人県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を完納していない法人等

(ｵ) 県から公の施設の指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から２年を経過していない法人等

(ｶ) 県の指定管理者の募集において虚偽申請により選定対象外（以下「選外」といいます。）となった法人等

(ｷ) 神奈川県暴力団排除条例第２条第２号に定める暴力団

(ｸ) 神奈川県暴力団排除条例第２条第５号に定める暴力団経営支配法人等

(2) 留意事項

グループで申請する場合は、次の事項について留意してください。

ア　複数の法人その他の団体がグループで申請する場合は、代表する法人又は団体を定めてください。

イ　単独で申請した法人又は団体は、同一施設への申請において他のグループ申請の構成員になることはできません。

ウ　同一施設への申請について、同時に複数のグループの構成員になることはできません。

エ　指定管理者の募集については、駐車場ごとに行います。２箇所とも応募する場合

は、それぞれに申請書類を提出してください。

3 申請の手続

(1) 申請書類の提出

ア 受付期間：令和５年４月 17 日（月）から令和５年６月 16 日（金）まで

イ 受付方法：下記住所あて郵送又は信書便により送付してください。

〒231－8588 神奈川県県土整備局道路部道路管理課調査グループあて

受付期間最終日の消印のあるものまで受け付けます。

封書の表に赤字で「道路附属物自動車駐車場指定管理者申請書在中」、裏に団体又は代表団体の住所、名称、担当者名及び電話番号を必ず記載してください。

なお、書留、簡易書留によらない事故等については、一切考慮しません。

※ 上記によることができない場合、受付期間の午前８時 30 分から正午まで及び午後１時から午後５時 15 分までの間に、県庁新庁舎 11 階 県土整備局道路部道路管理課調査グループに持参してください。（土曜日、日曜日及び祝日を除きます。）

(2) 現地説明会の開催

本施設の状況をご確認いただくため、現地説明会を次のとおり開催します。

説明会の当日は、「由比ガ浜地下駐車場及び片瀬海岸地下駐車場 指定管理者募集要項」及び「由比ガ浜地下駐車場及び片瀬海岸地下駐車場 指定管理者募集要項 参考資料等」を持参してください。

ア 開催日時及び場所

	① 由比ガ浜地下駐車場	② 片瀬海岸地下駐車場
日 時	令和５年５月 12 日（金） 午前 10 時から正午まで	令和５年５月 12 日（金） 午後２時から午後４時まで
受付場所・時間	管理事務所前 午前９:30～受付	管理事務所前 午後１:30～受付

イ 申込方法：出席を希望される場合は、４月 28 日（金）までに法人等の名称、出席予定人数、代表者氏名及び連絡先を「19 問合せ先」に電話、ファクシミリ又はお問い合わせフォームにより連絡してください。

(3) 質問の受付

申請にあたっての質問は、次のとおり受け付けます。

ア 受付期間：令和５年４月 17 日（月）午前８時 30 分から
令和５年６月 ２日（金）午後５時 15 分まで

イ 受付方法：質問を記載した文書（様式は任意です。）を郵送、ファクシミリ又はお問い合わせフォームで受け付けます。これ以外の方法による質問は受け付けません。

(ｱ) 郵送又は信書便による場合の送付先

〒231－8588 神奈川県県土整備局道路部道路管理課調査グループあて

受付期間最終日の消印のあるものまで受け付けます。

(ｲ) ファクシミリの送付先

ファクシミリ番号　045-210-8886

(ｳ) お問い合わせフォームの送付先

県のホームページ「由比ガ浜地下駐車場及び片瀬海岸地下駐車場の指定管理者の募集について（募集要項等）」（https://www.pref.kanagawa.jp/docs/n5h/r5tyuusyajyousiteikanribosyuu.html）にあるお問い合わせフォームをご利用ください。

ウ　回答方法：公平を期すため、原則として全ての質問事項に対する回答を、令和５年５月19日（金）から順次、県土整備局道路部道路管理課（以下「道路管理課」といいます。）のホームページに掲載しますので、必ず確認してください。

(4) 申請にあたっての費用負担

申請にあたっての費用は、申請する法人等の負担とします。

4　申請のための書類

(1) 申請書類

ア　様式指定の書類

正本は原本を提出してください。また、副本は写しを提出してください。

グループ申請の場合は、(ｶ)及び(ｷ)は構成する団体別に提出してください。

(ｱ) 神奈川県道路附属物自動車駐車場指定管理者指定申請書（様式１）

(ｲ) 道路附属物自動車駐車場事業計画書（様式２）

(ｳ) 経費積算内訳書（収支計画書）（様式３）

(ｴ) 委託予定業務一覧表（様式４）

(ｵ) 申請資格がある旨の誓約書（様式５）

(ｶ) 役員等氏名一覧表（様式６）

(ｷ) 重大な事故又は不祥事に関する報告書（様式７）

イ　法人等に関する書類

正本、副本とも既存の資料の写しを提出してください。

グループ申請の場合は、構成する団体別に提出してください。

(ｱ) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類

(ｲ) 諸規程類（就業規則、経理規程、給与規程、決裁規程、情報公開規程、個人情報保護規程、文書管理規程、労働環境確保のための方針　等）

(ｳ) 概要（組織・事業の概要、役員等）を記載した書類

(ｴ) 令和４年度の事業計画書、収支予算書（公益法人の場合）

(ｵ) 令和３年度の事業実績書

(ｶ) 直近の３事業年度分の決算書等（損益計算書又は正味財産増減計算書、貸借対照表、収支計算書、監査報告書　等）

(ｷ) 指定管理者の申請に関する意思の決定を証する書類（取締役会（理事会）の議事録の

写し、決裁書類の写し　等)

ウ　官公庁が発行する書類

３ケ月以内に発行された原本に限ります。副本はその写しを提出してください。

グループ申請の場合は、構成する団体別に提出してください。

(ｱ) 法人の場合は、法人登記簿の謄本又は履歴事項全部証明書
法人以外の場合は、代表者の住民票の写し

(ｲ) 次の税目に係る直近３年度の納税証明書（滞納していないことの証明書）
法人県民税・法人事業税（本店及び県内事務所に係るもの）、消費税及び地方消費税

エ　必要に応じて添付する書類

(ｱ) 法人等の自主事業として行う業務がある場合

・　自主事業の実施計画及び収支計画

(ｲ) グループ申請の場合

・　グループ申請理由書（グループ申請する目的や必要性、構成員の選定経緯並びに資本出資及び取引関係等）

・　グループの構成団体及び役割分担等を記載した書類

・　グループを代表する法人等への申請手続に係る委任状

(2) 申請書類の提出部数

正本１部　副本９部

(3) 留意事項

ア　申請書類の追加・内容の変更

受付期間終了後は、申請書類の追加、提出された申請書類の内容の変更ができません。ただし、県が申請内容を確認するため、追加資料の提出を求めることがあります。

イ　申請書類の取扱い

申請書類は返却しません。

ウ　著作権の帰属等

申請書類の著作権は、申請法人等に帰属します。ただし、県は、申請書類を無償で使用できるものとします。

また、指定管理者の指定後、情報公開請求があった場合には、神奈川県情報公開条例に基づき、指定管理者として指定した法人等の申請書類を公開します。

エ　事業計画書の公表

事業計画書については、指定管理者に指定された場合、個人に関する情報等を除き、次の注意書きを付したうえで、県のホームページに掲載します。

この事業計画書は、指定管理者の選定過程の透明性を確保し、また、県民の方々等に施設の運営方針等をご理解いただくために公表しているものです。 事業計画書の著作権は、著作権法にもとづき指定管理者に帰属しており、著作権法上認められた場合を除き、指定管理者に無断で複製・転用することはできません。

オ　申請の辞退

申請書類を提出後に辞退する場合は、辞退届（様式は任意です。）を提出してください。

カ　申請書類の使用言語

申請書類の作成にあたっては、日本語及びメートル法を使用してください。

キ　虚偽の記載をした場合の取扱い

申請書類に虚偽の記載があったことが判明した場合は選外とし、指定管理者候補として選定しません。

5　選定方法等

指定管理者は、申請法人等から提出された申請書類等について、次の選定基準に基づき、有識者から構成される神奈川県県土整備局指定管理者選定審査委員会道路附属物自動車駐車場部会（以下「選定審査委員会」といいます。）による評価を行ったうえで、県の行政改革推進本部で候補を選定し、最終的に県議会の議決を経て知事が指定します。

(1)　選定基準

指定管理者候補の選定にあたっては、「サービスの向上」、「管理経費の節減等」及び「団体の業務遂行能力」の３つの視点から、条例及び神奈川県道路附属物自動車駐車場条例等の施行に関する規則（平成 13 年神奈川県規則第 94 号。以下「規則」といいます。）で規定する「指定の基準」を満たしているか評価します。

なお、業務に必要不可欠な経費が積算されていないことなど積算に重大な誤りがある場合、又は、人件費単価が最低賃金法の最低賃金額を下回るなど積算の内容が法令の規定に抵触している場合は、選外となります。

また、積算に重大な誤りが無い場合であっても、指定管理業務の実施への支障が懸念される場合は、「節減努力等」の評価を０点とすることがあります。

大項目	中項目	小項目	評価の視点	配点	指定の基準（条例、規則）	評価の対象とする申請書類の該当箇所
Ⅰ　サービスの向上（55）	1　指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等	(1)管理運営方針等	①指定管理業務全般を通じた団体の総合的な考え方、運営方針 ②業務の一部を委託する場合の業務内容等 （注）委託とは、工事の請負等を含め、指定管理者が業務の一部を外注する行為を指す。以下同じ。	5	条例第６条 規則第４条	様式２ Ⅰ-1-(1)-① Ⅰ-1-(1)-②
	2　施設の維持管理	(1)駐車場の維持管理	①海岸に面した地下駐車場の特性と課題を踏まえた維持管理の考え方 ②保守点検業務、清掃業務、警備業務等についての実施方針	10	条例第６条 規則第４条	様式２ Ⅰ-2-(1)-① Ⅰ-2-(1)-②

大項目	中項目	小項目	評価の視点	配点	指定の基準（条例、規則）	評価の対象とする申請書類の該当箇所
Ⅰ　サービスの向上（55）	3　利用促進のための取組、利用者への対応、利用料金	(1)利用促進のための取組	①より多くの利用を図るために実施する事業の実施方針、内容等 ②より多くの利用を図るために行う広報・ＰＲ活動の内容等 ③施設の特性をより効果的に活かすために行う自主事業の内容等	10	規則第４条	様式２ Ⅰ-3-(1)-① Ⅰ-3-(1)-② Ⅰ-3-(1)-③
		(2)利用者への対応、利用料金の設定	①サービス向上のために行う利用者ニーズ・苦情の把握及びその内容の事業や接客対応等への反映の仕組み等 ②手話言語条例への対応 ③利用料金の設定、減免の考え方	10	規則第４条	様式２ Ⅰ-3-(2)-① Ⅰ-3-(2)-② Ⅰ-3-(2)-③
	4　事故防止等安全管理	(1)日常の事故防止、緊急時の対応、感染症への対応	①通常業務を行う際の事故防止等の取組内容 ②地震や津波等の災害、事故、不祥事等の緊急事態が発生した場合や安全管理の妨げとなりうる事案を認知した際の対応方針 ③急病人等が生じた場合の対応 ・救急救命士等の配置、救命に関する職員研修等 ④新型コロナウイルス感染症等の感染拡大時の対応	10	規則第４条	様式２ Ⅰ-4-(1)-① Ⅰ-4-(1)-② Ⅰ-4-(1)-③ Ⅰ-4-(1)-④
	5　地域と連携した魅力ある施設づくり	(1)地域と連携した魅力ある施設づくり	①地域や関係機関との連携・協力の考え方 ②地域の実情に応じた駐車場開場時間の弾力的な運用 ③地域イベントへの協力、行政施策やボランティアとの連携、地域人材の活用等の取組内容 ④地元企業への業務委託等による迅速かつきめ細かいサービスの提供に向けた取組内容	10	規則第４条	様式２ Ⅰ-5-(1)-① Ⅰ-5-(1)-② Ⅰ-5-(1)-③ Ⅰ-5-(1)-④
Ⅱ　管理経費の節減等（20）	6　節減努力等	(1)節減努力等	【納付金施設】 提案額（満点とする納付金以上の場合は、満点とする納付金の額）／「最高の提案額」と「満点とする納付金」のうち、低い金額×20 注１　「提案額」は、指定期間内の総額とする。 注２　評価点は、小数点以下切捨てとする。	20	条例第６条	様式２ Ⅱ-6-(1) 様式３

大項目	中項目	小項目	評価の視点	配点	指定の基準（条例、規則）	評価の対象とする申請書類の該当箇所
Ⅲ 団体の業務遂行能力（25）	7　人的な能力、執行体制	(1)人的な能力、執行体制	①指定期間を通じて効果的・効率的に指定管理業務を行うための人員配置等の状況 ②業務の一部を委託する場合の管理・指導体制の状況 ③指定期間を通じて安定して指定管理業務を行うための人材育成や職員採用の状況、労働時間短縮の取組や職場のハラスメント対策など労働環境の確保に係る取組状況	5	条例第６条 規則第４条	様式２ Ⅲ-7-(1)-① Ⅲ-7-(1)-② Ⅲ-7-(1)-③
	8　財政的な能力	(1)財政的な能力	安定した指定管理業務の実施を判断する指標としての団体の経営状況、団体の事業の継続性・安定性の度合い、団体の事業の信頼性の度合い	5	条例第６条	様式２ Ⅱ-8-(1)-① 事業計画書 収支予算書 事業実績書 決算書表等
	9　コンプライアンス、社会貢献	(1)コンプライアンス、社会貢献	①指定管理業務を実施するために必要な団体の企業倫理・諸規程の整備、施設設備の維持管理に関する法規や労働関係法規などの法令遵守の徹底に向けた取組の状況（労働条件審査の実施予定や実績など施設職員に係る労働条件の確認の有無を含む） ②指定管理業務を行う際の環境への配慮の状況 ③法定雇用率の達成状況等、障がい者雇用促進の考え方と実績 ④障害者差別解消法及び神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例に基づく合理的配慮など、「ともに生きる社会かながわ憲章」の主旨を踏まえた取組についての考え方 ⑤手話言語条例への対応 ⑥社会貢献活動等、ＣＳＲの考え方と実績、ＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）への取組	5	条例第６条	様式２ Ⅲ-9-(1)-① Ⅲ-9-(1)-② Ⅲ-9-(1)-③ Ⅲ-9-(1)-④ Ⅲ-9-(1)-⑤ Ⅲ-9-(1)-⑥
	10　事故・不祥事への対応、個人情報保護	(1)事故・不祥事への対応、個人情報保護	①募集開始の日から起算して過去３年間の重大な事故又は不祥事の有無並びに事故等があった場合の対応状況及び再発防止策構築状況 ②個人情報保護についての方針・体制、職員に対する教育・研修体制及び個人情報の取扱いの状況	5	条例第６条	様式２ Ⅲ-10-(1)-① Ⅲ-10-(1)-②
	11　これまでの実績	(1)これまでの実績	①指定管理施設と類似の業務を行う施設等での管理実績の状況 ②県又は他の自治体における指定取消しの有無	5	条例第６条	様式２ Ⅲ-11-(1)-① Ⅲ-11-(1)-②

⑵ 選定手続

ア　資格審査及び申請内容の確認等

申請書類の受理後、道路管理課において資格審査を行います。

また、申請内容について、道路管理課から確認又は照会を行う場合があります。

イ　選定審査委員会による評価

(ｱ) 実施日時：令和５年７月頃（日時は別途連絡します。）

(ｲ) 実施場所：未定（場所は別途連絡します。）

(ｳ) 実施方法：

書類及び面接により評価します。面接評価は公開とし、申請法人等の担当者（３名まで出席できます。）が事業計画書の内容等について説明を行ったうえで、選定審査委員会委員が質疑を行います。

面接評価は、申請法人等が特にアピールしたい点及び申請書類の内容を確認するために実施するものですので、申請書類に記載のない新しい提案等はできません。

なお、評価を行う場合等、公開に支障がある場合は、選定審査委員会に諮ったうえで非公開とします。

ウ　行政改革推進本部における選定

選定審査委員会の評価結果を踏まえ、県の行政改革推進本部で指定管理者候補を選定します。行政改革推進本部は、県内部の会議ですので、申請法人等は出席できません。

⑶ 選定結果の通知・公表

指定管理者候補の選定結果は、令和５年９月頃に、全ての申請法人等に通知します。また、県のホームページで結果を公表します。

⑷ 留意事項

ア　指定管理者候補の選定について

申請法人等の「サービスの向上」及び「団体の業務遂行能力」の評価点の合計が最低基準点（48点）に満たない等、県が求めるサービス水準等を確保できないと見込まれる場合は、指定管理者候補として選定しません。

イ　指定管理者候補の辞退等

指定管理者候補の辞退、指定議案の否決等の理由により指定管理者候補を指定できない場合又は指定した指定管理者が正当な理由なく協定を締結せず、指定を取り消された等の場合は再募集を行わず、選定順位が第２位以下の申請法人等を順次、指定管理者候補とする場合があります。

ウ　不正行為の禁止

選定審査委員会委員に対し、不正な接触又は接触を求めた事実が認められた場合、その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った事実が認められた場合は、選外とします。

6　指定管理業務開始までのスケジュール（予定）

○	指定管理者の募集期間	令和５年４月 17 日(月)から令和５年６月 16 日(金)まで
○	質問事項の受付期間	令和５年４月 17 日(月)から令和５年６月　２日(金)まで
○	現地説明会の開催	令和５年５月 12 日(金)
○	選定審査委員会（面接評価）の開催	令和５年７月頃
○	行政改革推進本部の開催	令和５年８月頃
○	県議会における議決	令和５年 10 月頃
○	指定管理者の指定の告示（県公報）	令和５年 11 月頃
○	基本協定の締結	令和６年１月以降
○	年度協定の締結	令和６年３月頃
○	指定管理者による管理の開始	令和６年４月１日

7　選定過程等の公表について

本施設の指定管理者の選定過程等については、透明性・公平性の確保の観点から、次の内容を県のホームページ（記者発表を行う場合もあります。）等で公表します。

○　指定管理者候補選定後　…　提案概要、選定審査委員会における申請法人等ごとの採点結果、指定管理者候補名及び選定理由等

○　県公報による指定管理者告示後　…　指定された法人等の事業計画書

8　指定期間（予定）

令和６年４月１日から令和 11 年３月 31 日まで（５年間）

なお、指定期間は、県議会の議決後、知事が指定した日に確定するものとします。

9　指定管理者が行う業務

指定管理者は、次の業務を行うこととし、これらの業務の実施にあたっては、「由比ガ浜地下駐車場管理規程」（資料３）及び「片瀬海岸地下駐車場管理規程」（資料４）（以下「管理規程」といいます。）に基づくとともに、「由比ガ浜地下駐車場保守点検・場内清掃業務参考仕様書」（別紙 19）及び「片瀬海岸地下駐車場保守点検・場内清掃業務参考仕様書」（別紙 20）（以下「参考仕様書」といいます。）並びに、「由比ガ浜地下駐車場指定管理業務 業務の基準（現行　一部抜粋）」（別紙 21）及び「片瀬海岸地下駐車場指定管理業務 業務の基準（現行　一部抜粋）」（別紙 22）（以下「業務の基準」といいます。）を参考とするものとします。

(1) 施設の維持管理に関する業務

ア　駐車場の一般管理業務

場内監視及び場内巡回、車両誘導及び案内、設備機器の操作及び運転、事故及び苦情等対応、夜間警備、災害等における緊急措置、光熱水費等の支払い、各種保険への加入等の業務を行います。

イ　駐車場の保全及び維持修繕並びに清掃業務

設備機器の保守点検、施設の維持修繕（県の指示による施設の一部変更等を含む。)、施設の清掃、一般廃棄物処理等の業務を行います。

(2) 施設の運営に関する業務

ア　利用料金の徴収に関する業務

利用料金の徴収、利用料金の決定、利用料金の減免、利用料金の不還付の決定、緊急自動車等に関する特例、由比ガ浜パークアンドライドに係る利用券の発券・料金徴収・案内業務（由比ガ浜地下駐車場のみ）を行います。

○由比ガ浜パーク＆ライド（鎌倉市ホームページ）

https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/koutsu/yuigahama-p_r1.html

由比ガ浜地下駐車場、片瀬海岸地下駐車場の利用料金は、指定管理者の収入とします。

なお、利用料金は、条例に定める範囲内で、指定管理者が県の承認を得て決定します。

また、指定管理者は、知事の承認を得て利用料金の減免を行うことができますが、次の減免基準等は、必ず適用していただきます。なお、「管理規程」など、知事が別に定める基準により利用料金を減免する場合は、ご協力いただきます。減免による利用料金収入の減収については、補填等の措置は行いません。

（減免基準）

(ｱ) 減額するもの

規則第５条第１項より

・身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳等の所持者が乗車する車両(利用料金の２分の１)

規則第５条第２項より現行の「管理規程」で定めているもの

・神奈川県 EV・FCV 認定カードの交付を受けた車両(利用料金の２分の１)

条例第 14 条第２項より

・由比ガ浜パークアンドライド〔利用料金については、指定管理者が関係者と協定を締結し、設定します（資料 11)。〕

(ｲ) 免除するもの

・公用又は公共目的使用の車、公務利用の借り上げ車の駐車

・火災、災害等の不測の事態の場合の駐車

・施設点検、防災訓練の駐車

（緊急自動車等に関する特例)

(ｱ) 利用料金を納付することを要しないもの

条例第 16 条第１項より

・道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 39 条第１項に規定する緊急自動車

・道路法施行令（昭和 27 年政令第 479 号）第３条の３に規定する国土交通大臣が定める自動車

※　県では、「キャッシュレス都市（シティ） KANAGAWA 宣言」を発表し、消費者の利便性と事業者の生産性を向上させるキャッシュレスを推進しています。

由比ガ浜地下駐車場及び片瀬海岸地下駐車場では、既にキャッシュレスを導入していますが、今後も利用者の利便性を向上させるため、指定管理者の費用負担で導入してください。

〇キャッシュレス化の推進に向けた取組（神奈川県ホームページ）

https://www.pref.kanagawa.jp/docs/b8k/2018cash.html

イ　施設の効果的・効率的運営に資するために必要な業務

業務計画、人員配置計画及び収支計画の作成、業務日報の作成、月例業務報告書の作成、利用者満足度調査の実施、実績報告書の作成

(3) 利用の促進に関する業務

ア　各駐車場の利用状況調査及び利用促進業務

利用者の動向調査（利用目的、居住地等）、各種調査・統計（利用率、入場者数等）、問合せ対応、イベント等関係者との調整、ＰＲ活動（県の指示・承認によるもの）、管理運営に係る企画提案等の業務を行います。

また、利用促進にあたっては、「由比ガ浜地下駐車場 利用実績」（別紙７）、「片瀬海岸地下駐車場 利用実績」（別紙８）を参考として、各年度ごとに数値目標（駐車場の利用台数）を設定し、「経費積算内訳書（収支計画書）」（様式３）に記載していただきます。

イ　パンフレット、ホームページ作成、広報誌の編集・発行等の広報業務

(4) 自動販売機の設置

指定管理業務ではありませんが、利用者サービスの向上を目的として指定管理者が行う附帯業務としますので、必ず実施してください。

附帯業務の経費は、管理に要する経費の積算に含まれるため、収支状況はモニタリングの対象となるほか、道路占用許可の手続が必要となります。

(5) 自主事業

指定管理者は、指定管理業務とは別に、あらかじめ知事の承認を受け、道路附属物自動車駐車場占用許可基準（資料 12）の範囲内で、自己の責任と費用において、自主的な提案事業（自主事業）を実施することができます。

なお、この事業にかかる経費は、全て指定管理者に負担していただくものとします。

（参考）指定管理者が行う業務

業務の種類	概要
指定管理業務	施設設置条例において指定管理者が行うこととされている業務。業務の経費が管理に要する経費の積算に含まれるため、収支状況はモニタリングの対象となる。
附帯業務	指定管理業務ではないが、管理運営の効率性等を目的として指定管理者が行う業務。業務の経費が管理に要する経費の積算に含まれるため、収支状況はモニタリングの対象となる。必要に応じて行政財産の使用許可等の手続を行う。
自主事業	施設の設置目的に沿って、利用者サービスの向上のため、指定管理者が自らの責任と財源により自主的に実施する事業。業務の経費は管理に要する経費の積算に含まれない。必要に応じて行政財産の使用許可等の手続を行う。

(6) 業務の第三者への委託

指定管理者は、業務の一部を委託（工事の請負等を含め、指定管理者が業務の一部を外注する行為を指します。以下同じ。）することは可能ですが、指定管理業務を一括して第三者に委託することはできません。

また、次の業務は、第三者に委託することはできません。

ア　施設の利用承認に関する業務（公権力の行使に関する業務）

イ　災害又は緊急時の対応業務

業務の一部について、第三者への委託を予定している場合は、「委託予定業務一覧表」（様式４）を作成し、申請時に提出してください（指定期間中に、申請時に予定していなかった委託を行う場合も同様に提出していただくことになります）。

委託先の選定は、県内中小企業者や障がい者雇用企業等（※参考）への優先発注を図ってください。これらの優先発注に係る業務・発注先について、可能な限り具体的に「委託予定業務一覧表」に記載してください。また、指定管理業務に必要な物品を障がい者雇用企業等から購入する場合は、「委託予定業務一覧表」の【参考資料】に記載してください。

（※参考）

(1)　県内中小企業者とは、神奈川県中小企業・小規模企業活性化推進条例（平成20年神奈川県条例第46号）第２条に定める者、又はこれに準ずる者とします。

(2)　障がい者雇用企業等が掲載されているアドレスは次のとおりです。

本県の指定管理者制度のホームページ

https://www.pref.kanagawa.jp/docs/hy8/cnt/f5586/

なお、指定管理業務の実施にあたっては、「委託予定業務一覧表」に記載された業務のうち、指定管理業務の主要な業務の一部を区分して委託する場合など、県が、指定管理業務が適切に実施されることを確認するために、業務の内容や相手方等の詳細を把握する必要があると認める業務は、事前に県の承認を受けていただくこととなりま

す。

また、「11　管理の基準」(15)に規定する実績報告書の提出に合わせ、「業務委託実績報告書」を提出していただくこととなります（実績報告書の記載内容は、モニタリング時に確認させていただきます)。

(7) 留意事項

ア　指定管理者名の表示

指定管理業務を行う際は、本施設が指定管理者により管理・運営されている施設であることを利用者に示すため、施設内や案内パンフレット・ホームページ等に指定管理者名等を表示するものとします。

（表示例）	神奈川県が設置した○○地下駐車場は、指定管理者である○○が管理・運営を行っています。		
連絡先	指定管理者　○○	電話	○○
	神奈川県 藤沢土木事務所工務部道路維持課	電話	0466-26-2111

イ　武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」といいます。）への対応

由比ガ浜地下駐車場及び片瀬海岸地下駐車場は、国民保護法に基づく緊急一時避難施設※に指定されています。

指定施設は、「内閣官房国民保護ポータルサイト」に掲載されており、有事の際に避難者を受け入れていただくほか、自治体が避難訓練を実施する際は、積極的に参加してください。

※　緊急一時避難施設：弾道ミサイル攻撃による爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難に活用する観点から避難施設に指定する、コンクリート造り等の堅ろうな建築物や地下街、地下駅舎等の地下施設。国民保護法上は、「避難施設」。

10　管理に要する経費

(1) 指定管理業務に係る経費

本施設では、指定管理業務に要する経費は、施設の利用料金収入と自動販売機収入から、県に納付する納付額を控除した金額で賄うこととします。

指定管理業務に係る経費の算出にあたっては、「管理規程」に基づくとともに、「参考仕様書」を参考に、人件費（法定福利費、退職給与引当金等）、事務費（消耗品費、通信運搬費、旅費、事務機器リース料、備品購入費等）、管理費（施設等保守管理費、修繕費（「12 県と指定管理者のリスク分担」参照）、光熱水費等）等、必要な経費を計上し、収入計画を算定のうえ、各年度の納付金の額を「経費積算内訳書（収支計画書）」（様式３）により提案してください。

県が積算した金額は、(別紙 12) に示す「①施設の各年度想定支出、②施設の各年度想定収入、③施設の各年度最低納付金」のとおりで、各年度とも次に示す県が積算した最低納付金に満たない提案は、選外とします。

① 由比ガ浜地下駐車場（最低納付金）

年額：　　　　　　 2,882,000 円（消費税及び地方消費税 10％を含む金額）

５年間の総額：　14,410,000 円（消費税及び地方消費税 10％を含む金額）

② 片瀬海岸地下駐車場（最低納付金）

年額：　　　　　 78,052,000 円（消費税及び地方消費税 10％を含む金額）

５年間の総額：390,260,000 円（消費税及び地方消費税 10％を含む金額）

※　項目「節減努力等」は、提案された納付金の金額の５年間の総額により評価します。

なお、評価の方法は、次の計算式のとおりで、満点とする納付金（５年間の総額：①由比ガ浜地下駐車場は、120,515,000 円（消費税及び地方消費税 10％を含む金額）、②片瀬海岸地下駐車場は、466,535,000 円（消費税及び地方消費税 10％を含む金額）以上の提案は一律満点（20 点）となります。

$$20点\times\frac{提案額(満点とする納付金以上の場合は、満点とする納付金の額)}{「最高の提案額」と「満点とする納付金」のうち、低い金額}$$

※　過去の収支決算状況は、（別紙７）～（別紙 11）を参照してください。

なお、県への納付金については、次の点に留意してください。

①　指定管理者候補の選定は、プロポーザル方式により行い、提案された納付金の高低だけでなく、事業計画の内容等を総合的に評価します。

②　県が提示する指定管理業務の基準を上回る提案も可能です。

③　指定管理業務以外に自主事業を提案する場合は、申請法人等（指定管理者）の財源と責任において行ってください。

④　納付金の額と支払い方法は、年度協定書で定めます。

(2) 納付金の変更等

ア　２年目以降の納付金

提案された金額に基づき毎年６月末までに提出される翌年度の収支計画に基づいて予算調整を行い、予算の議決を経た後に年度協定書で定めます。

なお、納付金の積算に影響を及ぼす指定管理業務の変更又は法令・制度改正、物価水準の大幅な変動等があった場合は、県と指定管理者との協議により、必要に応じて、納付金の額を変更します。

イ　納付金の増減による精算

由比ガ浜地下駐車場は、指定管理業務を、県が示した要求水準を満たしながら実施する中で、利用料金収入の増や人件費等経費の節減等、指定管理者の経営努力により生み出された剰余金については、県は、原則として精算による返還は求めません。

片瀬海岸地下駐車場は、各年度の利用料金収入と自動販売機収入が、指定管理業務に係る経費（納付金を含む）を上回る剰余金が生じた場合は、その額の 50％に相当する額（千円未満の端数は切り捨て）を県に追加で納付するものとします。なお、現在、近隣施設でのイベント実施に合わせて開場時間を延長しておりますが、令和６年度以降も開場時間を延長すべき事象が発生した場合は、県と協議のうえ、開場時間を延長することとします。

由比ガ浜地下駐車場及び片瀬海岸地下駐車場ともに利用料金収入の減少等、指定

管理者の運営に起因する不足額については、県は、原則として補填は行いません。
また、指定管理者の責めに帰すべき事由により、業務の一部が履行されていないことが確認された場合には、県は履行されなかった部分に相当する額の納付を納付金とは別に求めます。

（※参考）

令和２年度と令和３年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、県からの要請で地下駐車場を一定期間閉鎖しましたが、過去の料金収入実績等に基づき、閉鎖期間における損失相当額を納付金から減額しました。

(3) 管理口座・区分経理

指定管理業務に係る経費及び収入は、指定管理者が行う他の業務とは別の口座で管理してください。別に口座を開設することができない場合は、指定管理業務と他の業務と混同しないように管理してください。

また、会計処理について、指定管理者としての業務に係る経理とそれ以外の業務に係る経理とを区分して整理してください。

11　管理の基準

指定管理者は、次に掲げる基準により指定管理業務を行ってください。

(1) 関係法令等の遵守

業務の遂行にあたっては、次の関連する法令等を遵守してください。

ア　地方自治法
イ　道路法
ウ　駐車場法
エ　神奈川県道路附属物自動車駐車場条例
オ　神奈川県道路附属物自動車駐車場条例等の施行に関する規則
カ　神奈川県財務規則
キ　神奈川県県有財産規則
ク　施設設備の維持管理に関する法規
- 建築基準法
- 電気事業法
- 消防法
- 水道法
- 下水道法
- 大気汚染防止法
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- 神奈川県生活環境の保全等に関する条例

ケ　労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法等の労働関係法規
コ　その他の関係法令等
・障害者差別解消法

・神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例
・手話言語条例
・国民保護法

サ　行政機関が定めた計画、指針、要綱、通知等
・　神奈川県地域防災計画

(2) 事故発生時等の対応

事故・不祥事等の発生時や、指定管理施設における安全管理の妨げとなりうる事案を認知した際は、速やかに県に報告してください。（資料８）

また、上記に係る連絡網を整備し、指定期間開始までに県に報告するとともに、職員に周知してください。

（参考）
- 事故：事故に該当するか否かは、施設の特性や発生時の状況等を踏まえて、指定管理者又は道路管理課、藤沢土木事務所が判断。
- 不祥事：懲戒処分の指針の標準例に列挙された行為に相当し団体が処分を行ったもの。
- 指定管理施設における安全管理の妨げとなりうる事案：①犯罪予告、脅迫又は不当な要求、②指定管理業務に重大な悪影響を及ぼしうる不審者・不審物等とし、指定管理業務に重大な悪影響を及ぼしうるか否かは、指定管理者又は道路管理課、藤沢土木事務所が判断。

(3) 非常時優先業務の実施体制の確保

大規模地震の発生や新型コロナウイルス感染症等のまん延などの危機事象に直面した場合、非常時優先業務（利用者の避難誘導・救護、人的・物的被害状況の把握、施設内への情報提供、県・関係機関への報告・連絡等）を優先して実施してください。

また、県と協議のうえ、非常時業務マニュアルの策定など、非常時優先業務に係る平時から取り組むべき対応をしていただくこととなります。

(4) 行政手続条例の適用

施設の利用承認等の手続にあたり、指定管理者が行政庁となって神奈川県行政手続条例が直接適用される条項については、指定管理者は当該条項を遵守することとし、同条例が直接適用されない第４章「行政指導」については、指定管理者は、その趣旨に則り同条例に準じた取扱いをしてください。

また、不利益処分をする場合の事前手続にあたり、指定管理者に直接適用されない神奈川県聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則については、指定管理者は、その趣旨に則り同規則に準じた取扱いをしてください。

(5) 神奈川県暴力団排除条例の適用

指定管理者は、神奈川県暴力団排除条例第 11 条第２項の規定により、当該施設の利用が暴力団の利益になるおそれがあると認められる場合は、神奈川県警察本部に照会し、必要に応じて、排除措置（利用の承認をしない、又は利用の承認を取り消すこと）を講じてください。

(6) 文書の管理・保存

指定管理者は、「神奈川県行政文書管理規程」及び「同運用通知」に基づいて、別途、文書の管理に関する規程等を定め、業務の実施に伴い作成し、又は受領する文書等を適正に管理・保存してください。

指定管理者が作成・受領した文書等は、指定期間の終了後又は指定の取消し後に、県の指示に従って引き渡してください。

ただし、法令等の規定により、指定管理者である事業者に保存が義務付けられている文書等は除きます。

(7) 守秘義務

指定管理者は、業務を行うにあたり、業務上知り得た内容を第三者に漏らしてはなりません。

また、業務の一部を第三者に委託した場合には、第三者が管理業務を行うにあたり業務上知り得た内容を他の第三者に漏らさないよう必要な措置を講じなければなりません。

なお、指定期間の終了後又は指定の取消し後も同様とします。

(8) 個人情報の保護(個人情報の保護に関する法律の適用)

指定管理者が個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律の規定に従い、個人の権利利益を侵すことのないよう最大限努めてください。

また、指定管理業務の実施により知り得た個人情報の漏えい、滅失又はき損等の事故の防止その他の個人情報の適正な管理を図るため、指定管理者は、別途、個人情報の取扱いに関する規程等を定め、公表してください。

なお、個人情報の漏えい等の行為には、個人情報の保護に関する法律に基づく罰則が適用される場合があります。

(9) 情報システムの管理

情報システム等を用いて、個人情報等の管理業務上重要な情報を取り扱う場合には、第三者の専門機関による当該情報システム等の安全性の確認を受ける等、情報漏えい等の事故防止対策を確実に行ってください。

(10) 情報公開(神奈川県情報公開条例の適用)

指定管理者は、「神奈川県情報公開条例」に基づき、管理している文書の公開に努めてください。

また、文書の公開を行うにあたっては、別途、情報の公開に関する規程等を定め、この規程等により行ってください。

(11) 環境への配慮

ア　指定管理者は、「神奈川県庁温室効果ガス抑制実行計画」(以下「抑制実行計画」といいます。)に沿って、温室効果ガスの排出量の削減に努めるとともに、知事部局が、エネルギーの使用の合理化等に関する法律(以下「省エネ法」といいます。)に基づいて行う定期報告等に必要な報告を行ってください。

(主な取組)

(ｱ) 抑制実行計画に沿って、温室効果ガスの削減の目標を設定し、その目標を達成するための取組を推進すること。

(ｲ) 知事部局が省エネ法等に基づき定期報告等の業務を行うために必要なエネルギーの使用状況、エネルギーを消費する設備やその改善等に関する状況を報告すること。

イ　指定管理者は、県の環境マネジメントシステムに沿って、環境に配慮した指定管理業務の実施に努めてください。

（主な取組）

(ｱ) 環境に配慮した商品・サービスの購入（グリーン購入）を推進し、また、廃棄にあたっては、資源の有効活用や適正処理を図ること。

(ｲ) 電気・ガス・ガソリン等のエネルギー使用量の削減に向けた目標を設定し、取組を推進すること。

(ｳ) 化学物質・感染性廃棄物等のリスク管理を行い、環境や人に影響を及ぼす事故を防止すること。

(ｴ) 施設の利用者等に対して環境の保全及び創造に関する情報提供に努めるとともに、業務に従事する者に対する教育及び学習の推進に努めること。

(12) 障害者差別解消法及び神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例の適用

指定管理者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第８条の規定及び神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例第 14 条第２項の規定により、差別解消に向けた合理的配慮の提供に努めることが定められています。

指定管理業務の実施にあたっては、「神奈川県における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領※」を踏まえた合理的配慮の提供に努めてください。

※要領は次のアドレスに掲載されています。

https://www.pref.kanagawa.jp/documents/16574/taiouyouryou.pdf

（参考）神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～

（神奈川県ホームページ）

https://www.pref.kanagawa.jp/docs/m8u/tojisya-jourei/top.html

(13) ＳＤＧｓへの取組（ＳＤＧｓについては資料 15 参照）

県ではＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）の推進に取り組んでおり、指定管理者は本施設の管理運営において、ＳＤＧｓを意識して取り組んでいただくよう協力をお願いします。

(14) 日報・月報の作成及び報告

指定管理者は、業務の実施にあたって、業務日報（資料５）を作成して実施状況を把握するとともに、業務日報に基づき月例業務報告書（資料６）を作成し、報告してください。

また、業務の実施状況のモニタリングにあたり、県が求めた場合には、年度途中における収支状況も報告してください。

(15) 実績報告書等の提出

指定管理者は、毎会計年度終了後 30 日以内に、基本協定書に基づき、実績報告書（資料７）等（管理業務の実績を記載した実績報告書（業務委託実績報告書を含む。）、財務書類、労働環境セルフチェック表及びその他県が必要と認める書類）を提出してください。

(16) 事業計画書等の提出

指定管理者は、２年目以降の業務を行うにあたって、前年度の６月下旬までに次年度の事業計画、人員配置計画及び収支計画を作成して県に提出し、協議してください。

(17) 実績報告書及び事業計画等の公表

県と指定管理者は、毎年度の実績報告書及び事業計画書等をそれぞれのホームページに掲載し、県民への周知に努めることとします。

(18) 保険の付保

12「県と指定管理者のリスク分担」のとおり、火災保険は、県が付保いたしますが、自動車管理者賠償責任保険等は、指定管理者が、現行の「保険加入状況」（別紙17）を参考に付保することとし、必要となる損害保険料等は、「経費積算内訳書（収支計画書）」（様式３）に計上してください。なお、現行の損害保険料等は、「由比ガ浜地下駐車場　支出実績」（別紙10）、「片瀬海岸地下駐車場　支出実績」（別紙11）を参照してください。

12 県と指定管理者のリスク分担

指定管理業務の実施に伴う損害賠償や不可抗力時の負担等、県と指定管理者のリスク分担は、次表のとおりとします。

ただし、表に定める事項で疑義がある場合又は表に定めのないリスクが生じた場合は、県と指定管理者が協議のうえ、リスク分担を決定するものとします。

リスクの種類	リスクの内容	負担者	
		指定管理者	県
物価・金利変動	物価変動・金利変動により発生した損失や費用等の負担（不可抗力に起因する場合を除く）	●	
納付金の支払遅延	指定管理者からの納付金の支払遅延により発生した損害・損失や費用等の負担（県の責めに帰すことができない場合）	●	
不可抗力※	不可抗力により発生した損害・損失や費用等の負担（合理性が認められる範囲）		●
制度等変更	法令改正や制度改正等により発生した損害・損失や費用等の負担（合理性が認められる範囲）		●
	法令改正や制度改正等により発生した費用等の減少による余剰・利益の返還（合理性が認められる範囲）	●	

リスクの種類	リスクの内容	負担者	
		指定管理者	県
施設・物品の経年劣化、損傷、滅失等	施設の改修(施設の資産価値の増加又は耐用年数の延長につながるもの)、改造、増築又は移設		●
	指定管理業務の効果的、効率的な運営を目的とした改修等のうち、県と指定管理者の協議により指定管理者が実施することとなったもの	●	
	駐車場の修繕(施設の機能を回復させるもの)	●(費用が 60 万円未満のもの)	●(費用が 60 万円以上のもの)
第三者への損害	管理業務の実施において、第三者に損害が生じた場合の負担(情報漏えい等、指定管理者の責めに帰すべき事由により生じた場合)	●	
保険の付保	自動車管理者賠償責任保険等	●	
	火災保険		●
書類の誤り	業務基準等、県が作成する書類の誤りによるもの		●
	事業計画書等、指定管理者が作成する書類の誤りによるもの	●	
事業終了時の費用	指定管理業務の期間が終了した場合、又は指定管理者が指定期間途中において業務を廃止した場合における事業者の撤収費用	●	

※「不可抗力」とは、天災(地震、津波、噴火、落雷、暴風雨、洪水、異常気象、土砂崩壊等)、人災(戦争、テロ、暴動等)並びに県及び指定管理者の責めに帰すことのできない事由をいい、施設利用台数の増減は含まない。

13 協定の締結

指定管理者は、指定後に県と協議し、業務の実施に関する包括的な事項を定めた基本協定及び各年度の実施事項を定めた年度協定を締結したうえで、業務を実施します。

(1) 基本協定に盛り込む事項

ア　総括的事項

(協定の目的、会計年度、管理施設・管理物品、指定管理者が行う業務の範囲、指定期間、事業計画・人員配置計画・収支計画の提出　等)

イ　業務の実施に関する事項

(業務の一部を第三者に委託する場合の取扱い、事故・不祥事・災害等への対応、文書の管理・保存、個人情報の保護、情報公開の対応、環境への配慮、利用承認に関する基準、不利益処分の手続　等)

ウ　納付金等に関する事項

(利用料金の取扱い、納付金等の納入方法、納付金等の精算、口座の管理と経理の区分　等)

エ　業務の実施に伴うリスク分担

(物価変動・金利変動、納付金等の支払遅延、不可抗力の発生、制度等の変更及び管理施設・管理物品の修繕等により発生した費用の負担、第三者への賠償　等)

オ　業務の報告及び監督に関する事項

（業務日報の作成、月例業務報告書の提出、年度途中における収支状況の報告、実績報告書等の提出、利用者満足度調査の実施、利用者からの苦情・意見等の取扱い、県による検査・監督及び指定の取消し　等）

カ　その他

（再指定等により指定管理者が替わる場合の業務の引継ぎや原状回復等の取扱い、自主事業の取扱い、グループが指定管理者に指定された場合の対応　等）

(2) 年度協定に盛り込む事項

ア　総括的事項

（協定の目的、協定の期間、協定の変更　等）

イ　業務の実施に関する事項

（事業計画、利用者アンケートの実施方法　等）

ウ　納付金等に関する事項

（納付金等の金額、納付金等の納入方法　等）

(3) 協定が締結できない場合の措置等

指定管理者が、基本協定の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消します。

ア　正当な理由なくして協定の締結に応じないとき。

イ　財務状況の悪化等により、管理業務の履行が確実でないと認められるとき。

ウ　著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

エ　申請資格を喪失したとき、又は申請資格を有さないことが判明したとき。

(4) その他協議すべき事項

協定書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、県及び指定管理者の双方が誠意を持って協議するものとします。

14　事業実施状況のモニタリング等

(1) 県によるモニタリングの実施

ア　モニタリングの方法

県は、本施設が設置目的に沿って適切に管理されるように、業務の実施状況をモニタリングします。

モニタリングは、基本協定書に基づき、指定管理者から提出される月例業務報告書、実績報告書、利用者満足度調査結果、利用者からの苦情・意見の内容及び事故・災害報告等により行います。

なお、本施設の利用促進状況を把握するため、指定管理者が「経費積算内訳書（収支計画書)」（様式３）で設定した目標利用台数（各年度）を、モニタリングにおける目標利用台数として設定します。

利用者満足度調査は、次の方法により行ってください。

・　簡易アンケート
　施設の窓口に常時アンケート用紙を備える等、簡便な方法で随時実施する。
・　詳細アンケート
　アンケート用紙を利用者に配付又は送付して回収・分析する等、詳細な内容で定期的に実施する。

また、利用者からの苦情・意見等については、その概要や対応等について業務日報に記録し、県へ報告してください。

モニタリング結果報告書は、県ホームページで公表します。また、モニタリング結果報告書は、指定管理者が作成する施設のホームページでも閲覧できるようにしていただく必要があります。

イ　指定管理者制度モニタリング会議の開催

県は、外部有識者で構成する指定管理者制度モニタリング会議を公開で開催し、県が行ったモニタリングについて意見を聴取しています。この会議の資料や議事録は県ホームページで公表します。

(2) 県の監査委員による監査

県の監査委員等が、必要があると認める場合、指定管理者に対して帳簿書類その他の記録の提出を求める場合があります。

15　指定の取消し等

(1) 指定の取消し事由等

県は、指定の基準を満たさなくなったと認めるとき、管理の基準を遵守しないときあるいは管理を継続することが適当でないと認めるとき等、次のような場合には、条例の規定に基づき、指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずる場合があります。

ア　県の改善指示にかかわらず業務の改善が行われない場合

県が指定管理者の業務の実施状況についてモニタリングを行った結果、業務の内容が要求水準を満たしていないと判断した場合、県は期日を定めて指定管理者に業務の適正な履行や改善等の必要な措置をとることを勧告することができます。

この期日までに業務の改善等が行われていないと判断した場合には、県は期日を定めて指定管理者に業務の改善を指示します。

これらを経ても、なお業務の改善等が行われていないと判断した場合には、県は神奈川県行政手続条例第３章（不利益処分）の規定に基づく聴聞等の手続きを経たうえで、指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずる場合があります。

イ　指定管理者からの申出による場合

指定管理者は、条例で定める指定の基準を満たさなくなった場合又はそのおそれが生じた場合には、速やかに県に報告してください。

この場合、指定管理者は、指定の取消し又は期間を定めた業務の全部若しくは一部の停止を県に申し出ることができます。

県は、当該申出があった場合は、状況を調査のうえ、指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずる場合があります。

ウ　不可抗力の発生等による場合

県は、不可抗力の発生や制度等の変更により、指定管理者による管理を継続することが適当でないと認める場合には、指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じる場合があります。

エ　指定管理者が、次のいずれかに該当又は該当することが判明し、指定管理者による管理を継続することが適当ではないと認められる場合

(ｱ) 神奈川県内に事務所を有しなくなった場合

(ｲ) 会社更生法、民事再生法等に基づき更生又は再生手続開始の申立てがあった場合

(ｳ) 法人県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税に滞納がある場合

(ｴ) 神奈川県暴力団排除条例第２条第２号に定める暴力団に該当することが判明した場合又は同条例第２条第５号に定める暴力団経営支配法人等に該当することが判明した場合

オ　著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められる場合

(2) 指定が取り消された場合等の賠償

指定管理者の責めに帰すべき事由による指定の取消し又は業務の全部若しくは一部の停止により、損害・損失や増加費用（以下「損害等」といいます。）が県に生じた場合、指定管理者は県に損害等を賠償しなければなりません。

ただし、県は指定管理者に損害等が生じても賠償しません。

その他の場合は、県と指定管理者は協議するものとします。

16　その他の事項

(1) 大規模な災害等への対応

事故、災害等の緊急事態が発生した場合には、利用者の安全確保、施設の利用制限など、速やかに必要な措置を講じていただきます。また、大規模な災害等が発生した、又は、発生するおそれがある場合には、初動対応として場内の確認や避難施設への避難誘導を行うとともに、災害時等の状況に応じて、自らの判断により、適切な災害対応に努めてください。

(2) 業務の引き継ぎについて

現在の指定管理者から業務を引き継ぐ場合又は指定期間の終了若しくは指定の取消しにより、次期指定管理者に業務を引き継ぐ場合は､円滑な引継ぎに協力してください。

なお、引継ぎにあたって生じる費用は、各指定管理者の負担とします。

(3) 利用料金について

利用料金は、利用の日に施設を管理している指定管理者の収入とし、指定管理者が

交代した場合、交代前に利用者が利用料金を前納していれば、交代前の指定管理者は、前納された利用料金を次期指定管理者に引き継ぐこととします。

(4) ネーミングライツパートナー制度※について

県では、厳しい財政状況のもと、より一層のサービス向上を図るため、ネーミングライツパートナー制度を導入しています。

本施設でも、今回募集している指定期間中に同制度を導入し、愛称が付される可能性があります。導入した場合には、県は指定管理者と協議したうえで、県又はネーミングライツパートナーの負担により、看板、パンフレット等の印刷物、ホームページの表示変更や改修工事等を行うことがあります。

パンフレット等の作成をお願いする場合は、県は事前に指定管理者と協議し、当該業務の費用負担等については、県が負担することとし、県への納付額で調整します。

※　ネーミングライツパートナー制度とは、契約により施設等に「愛称」として団体名・商品名等を付与させる代わりに、命名権者（ネーミングライツパートナー）から対価を得るものです。

(5) 緑化協力金制度への協力について

県は、みどり行政推進のため「緑化協力金制度実施要綱」（資料９）に基づき、県立施設等の駐車場利用者から、車種に関係なく１台あたり 20 円の任意の寄附をいただくことを基本に、地球温暖化防止や緑の保全を呼びかける緑化協力金制度を導入しています。

指定管理者は、本施設において、指定管理業務及び駐車場利用料金徴収業務と別に、県自然環境保全課及び公益財団法人かながわトラストみどり財団との「緑化協力金に係る協定」による緑化協力金の取扱いにご協力をお願いします。

(6) 指定管理者の役員の交代

神奈川県暴力団排除条例第 11 条第１項の規定により、同条例に定める暴力団又は暴力団経営支配法人等には公の施設の管理を行わせてはならないとされています。

申請法人等（指定管理者）に役員交代があった場合は、その都度、役員等氏名一覧表のほか、法人の場合は法人登記簿の謄本又は履歴事項全部証明書、法人以外の場合は代表者の住民票の写しを県に提出してください。

県は、提出された書類により、暴力団又は暴力団経営支配法人等に該当しないか神奈川県警察本部に照会します。

17　申請関係様式

（様式１）神奈川県道路附属物自動車駐車場指定管理者指定申請書
（様式２）道路附属物自動車駐車場事業計画書
（様式３）経費積算内訳書（収支計画書）
（様式４）委託予定業務一覧表
（様式５）申請資格がある旨の誓約書
（様式６）役員等氏名一覧表
　　※　本様式により得た個人情報は、法人等が、神奈川県暴力団排除条例第２条第２

号に定める暴力団又は同条例第２条第５号に定める暴力団経営支配法人等に該当しないか、神奈川県警察本部へ照会するために用います。申請の際には、その旨について役員から同意を得てください。

（様式７）重大な事故又は不祥事に関する報告書

※　重大な事故又は不祥事とは、募集開始の日から起算して過去３年間に、申請する団体（グループ申請の構成団体を含む。）又は申請する団体の役員若しくは職員の行為により生じた次のものを指します。

・　重大な事故（「神奈川県指名停止等措置要領」第２条の規定に基づき指名停止を行う要件に該当するもの）

・　不祥事（「懲戒処分の指針」の標準例に列挙された行為に相当し団体が処分を行ったもの）

※　なお、対象となる応募団体の役員又は職員（契約社員、派遣社員及び日々雇用職員等の非正規雇用による職員を含みます。）は次のとおりとします。

・　これまで指定管理業務を実施したことがない団体では、当該団体の役員又は県内の事業所の職員

・　すでに指定管理業務を行っている団体では、当該団体の役員又は指定管理業務に従事する職員

18　参考資料等

参考資料等として、「由比ガ浜地下駐車場及び片瀬海岸地下駐車場 指定管理者募集要項 参考資料等」を提供します。

19　問合せ先

○住所	〒231-8588　神奈川県横浜市中区日本大通１
○担当局部課グループ名	県土整備局 道路部 道路管理課 調査グループ
○電話番号	045-210-6359（直通）
○ファクシミリ番号	045-210-8886
○お問い合わせフォーム	(https://www.pref.kanagawa.jp/div/0708/)
○担当者名	落井、鳥澤